

所得税の確定申告

申告が必要な人

以下に該当する場合は申告が必要です

各種所得の合計金額から、基礎控除やその他の所得控除を差し引いて計算した税額から、配当控除や住宅ローン控除などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。

1. 給与所得があり、次のいずれかに該当する人

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える
- ・給与を1か所からもらっている人で、給与所得と退職所得を除く他の所得の合計金額が20万円を超える
- ・給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得と退職所得を除く他の所得金額の合計金額が20万円を超える

- ・同族会社の役員などで、その会社から貸付金の利子、賃貸料、使用料などをもらっている
- ・給与について、災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた

2. 公的年金等の収入があり、次のいずれかに該当する人

- ・公的年金等の収入の合計金額が400万円を超える
- ・他の所得の合計金額が20万円を超える

※外国年金がある場合や控除追加により還付を受ける場合は申告が必要です。詳しくは千葉西税務署☎043-274-2111へお問い合わせください。

会場と受付時間

次の2会場で申告できます

1. 千葉西税務署

- ・所得税、贈与税、消費税などの確定申告書作成相談
- ・申告書の配布、作成済みの申告書の受付

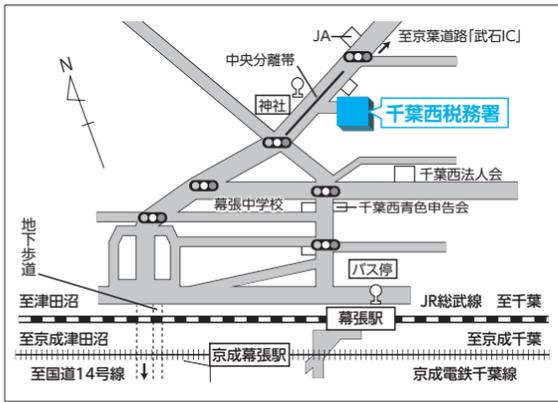
■期間 2月17日(月)～3月17日(月) (土曜・日曜日、祝日を除く)
3月2日(日)は休日開庁を実施

■受付時間 午前8時30分～午後4時

※作成済み書類の提出は午後5時まで

※相談は、混雑回避のため、入場整理券の配布による受付(原則、スマートフォンで申告書を作成)。入場整理券は当日配布のほか、LINEによる事前発行も可能です。入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※確定申告時期には、千葉西税務署の駐車場は使用できません。公共交通機関をご利用ください。



2. 市役所会場

- ・作成済みの確定申告書の提出(予約不要)
- ・確定申告作成相談は事前予約制(各日110人)

給与、公的年金の収入がある人(個人年金(生命保険の年金)や事業収入などがある人)は、市役所会場では相談できません。

■期間 2月17日(月)～3月17日(月) (土曜・日曜日、祝日を除く)

■受付時間 午前8時30分～午後4時

※作成済み書類の提出は午後5時まで

■予約方法 市ホームページ(右のコード)または申告会場です。スマートフォンをお持ちの方は持参してください。



■予約受付期間 2月3日(月)午前8時30分から3月14日(金)午後3時まで(オンライン予約は3月16日(日)午後3時まで)。翌日以降分の予約になります。

※年末調整していない住宅ローン控除、給与と公的年金以外の収入がある人、災害などによる雑損控除などの相談は千葉西税務署へ。

※「利用者識別番号」をお持ちの方は、必ず確認できる書類をお持ちください。初めて利用する人は、会場で取得できますので、身元確認書類をお持ちください。

申告に必要なもの

マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードかマイナンバーが記載された住民票の写し

運転免許証などの身元確認書類

※郵送の場合は写しを同封してください。申告により必要な書類が違いますので、千葉西税務署へお問い合わせください。

■ふるさと納税ワンストップ特例制度

所得税の確定申告や市県民税の申告をしない人が対象です。医療費控除などを受けるために申告をする場合は、特例が無効になるため、寄附金控除の申告も併せて必要です。

■スマートフォンやパソコンで申告できます

スマートフォンやパソコンを使い自宅からいつでも申告できます。画面の案内に沿って数字を入れると自動計算で申告書を作成できます。右のコードから申告に必要なものをご確認ください。



■郵送で提出できます

所得税の申告書は郵送により提出することができます。

【郵送先】〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520

東京国税局業務センター千葉西分室(千葉西税務署)

※申告書などの控えに収受日付印の押印を行わないこととしましたので、申告書などの正本(提出用)のみを提出してください。



処分のことまで考えてものをご購入しましょう

ごみを処分するにはたくさんのコストがかかっています。また、「適正処理困難物」等、市では処分できないごみもあります。ものをご購入する際には、ごみとして処分するときのことまで視野に入れ、購入するようにお願いします。

不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル(ファクス兼用)
やちよし ゴミゼロ
0120-844-530

粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)
483-4506
月～金曜日9時～16時30分
(祝日・年末年始を除く)

2月の資源物・ごみ収集日	該当地域	指定袋使用		資源物	
		不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん・缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック
1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 菅田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線東側) 高津(県道幕張八千代線東側)	4日(第1火) 18日(第3火)	月・水・金 24日は収集あり	木	土
2	八千代台北	休み(第2火) 25日(第4火)			
3	八千代台西、八千代台南	4日(第1火) 18日(第3火)			
4	八千代台東	休み(第2火) 25日(第4火)			
5	上高野	5日(第1水) 19日(第3水)	火・木・土		月 24日は休み
6	村上団地、村上881～885番台	12日(第2水) 26日(第4水)			
7	村上(881～885番台を除く新川東側)、下市場、村上南、勝田台北	5日(第1水) 19日(第3水)	11日は休み		
8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	12日(第2水) 26日(第4水)			

2月の資源物・ごみ収集日	該当地域	指定袋使用		資源物	
		不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん・缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック
9	村上(成田街道北側で新川西側)、菅田町・菅田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、東葉高速線北側の大和田新田(477・507・510・511番台)、ゆりのき台1・2丁目	6日(第1木) 20日(第3木)	月・水・金 24日は収集あり	火	土
10	高津(県道幕張八千代線西側)、高津東 大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線西側)	13日(第2木) 27日(第4木)			
11	高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	6日(第1木) 20日(第3木)			
12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	13日(第2木) 27日(第4木)			
13	勝田台	7日(第1金) 21日(第3金)	火・木・土		月 24日は休み
14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3～8丁目、菅田町(500番台を除く東葉高速線北側)、菅田(東葉高速線北側)	14日(第2金) 28日(第4金)			
15	菅田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(477・507・510・511番台を除く東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	7日(第1金) 21日(第3金)	11日は休み		
16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	14日(第2金) 28日(第4金)			

◆お問い合わせは、クリーン推進課☎(421)6768
または清掃センター☎(483)4521
(486)1011へ